

令和3年5月11日

令和3年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和3年第1回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和3年5月11日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員0名、 欠員0名、 傍聴0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和3年5月11日から12日（2日）

○会議録署名議員

6番 反保多喜男 7番 辻下正純

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3 議案第37号	専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）
日程第4 議案第38号	専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）
追加日程第1	議長辞職について
追加日程第2 選挙第2号	議長の選挙について
追加日程第3 選挙第3号	副議長の選挙について
追加日程第4 選任第1号	常任委員会委員の選任について
追加日程第5 選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第6 選任第3号	特別委員会委員の選任について
追加日程第7 選挙第4号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
追加日程第8 議案第39号	監査委員の選任について
追加日程第9	総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第10	厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第11	事業委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第12	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第13	特別委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和3年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名します。

6番、反保多喜男君、7番、辻下正純君。以上2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の日程を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月11日、12日の2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月11日、12日の2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和3年第1回岬町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。

また、現在、療養中の皆様の早期回復を心よりお祈りいたします。

そして、医療従事者を始めとする住民の命と健康を守るため、日夜ご尽力されております皆様

に改めて心より敬意を表すとともに感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染再拡大を受け発出された緊急事態宣言が5月31日にまで期間延長されました。

本町としましては、感染者が増加傾向にあり、この厳しい状況を乗り越えるため、町内の皆様を始め町内事業者の皆様等には様々な感染拡大防止対策にご協力をいただき、この場をお借りしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

また、ワクチン接種に関しましては、過日65歳以上の皆さんの予約受付開始にはコールセンターが大変混雑したことによりご不便をおかけいたしました。

現在、電話回線を増設し、65歳以上の方を年代別に受付日を分けるなど、少しでも混雑を避けるため取り組んでいるところであります。

今後も、1日でも早く町民の皆様の日常生活を取り戻せるよう取り組んでまいります。皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております付議事件でございますが、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に係る専決処分の承認についてなど、専決処分の承認についてが2件、監査委員の選任についてが1件、以上、議案3件でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○奥野 学議長 町長の挨拶が終わりました。

本日は新型コロナウイルス感染症防止対策として、議案に関する部署のみ残って審議します。

それでは、町長、副町長、教育長、総務部長及び財政改革部長、財政改革部理事のみ残っていただいでほかの方は退席願います。

○奥野 学議長 日程第3、議案第37号「専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第3、議案第37号、専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。

専決処分理由といたしましては、行政不服審査法施行令（平成27年法律第391号）の一部が改正されたことに伴い、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集をする時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

本件は、国において規制改革推進に関する答申によりまして、行政手続において書面、押印、対面を求める全ての法令や、慣行について全面的に見直すべきとされ、また押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除いて押印を廃止することとなっております。

本町においては、固定資産評価審査委員会への審査申出手続について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、「政令で定めるところにより審査請求書を提出しなければならない。」とする行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を準用することとされていることから、所要の改正を行うものでございます。

また、口頭審理における口述書の提出等に義務付けられている署名押印についても取扱いの見直しを行うことから併せて所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正文並びに新旧対照表をご覧ください。

岬町固定資産評価審査委員会条例（昭和47年岬町条例第11号）の一部を次のように改正します。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものでございます。

第7条第3項中、「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加えるものであります。

（3）意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名、第8条第5項中、「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加えるものでございます。

（5）審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名、第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加えるものでございます。

（4）調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名、第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加えるものでございます。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上が、岬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号「専決処分の承認について（岬町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第38号「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第4、議案第38号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）は令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1

日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表と併せて送付いたしております「岬町税条例等の一部を改正する条例の概要」を用いまして説明をさせていただきます。

また、説明に当たりましては主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19条）の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

改正条例につきましては、1条及び第2条の構成となっております。

まず1、改正条例第1条、本則におきまして第24条第2項から第34条の7第1項、第36条の3の2第4項、第36条の3の3第1項及び第4項、第51条第1項、第53条の8第1項、第53条の9第3項及び第4項までの改正につきましては、町民税に関する関連条項等の改正となっております。

まず、第24条第2項、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、国外居住親族に係る均等割の非課税限度額の見直しに伴う政令改正による規定の整備でございます。

国外居住親族に係る扶養控除の取扱いが見直され、これまでは所得要件が国内源泉所得のみで判定されていましたが、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族で30歳以上70歳未満の成人については扶養控除の対象外となっております。

国外居住者親族については税額により国内に不在の者、障害者、生活費または教育費送金関係書類において送金等が確認できる者とされております。

国外居住親族のうち16歳以上と30歳未満の者、又は70歳以上については従来どおり控除対象となっております。

これらのことから、町民税の非課税範囲の算定（非課税限度額）については判定基礎となる扶養親族についての合計数により算定するための規定の整備を行ったものでございます。

次に、第34条の7第1項、寄附金税額控除につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに関し、国税の改正に合わせた規定の整備でございます。

法人税法上の普通法人等が、特定公益増進法人に対して主たる目的である業務に関連する寄附を行った法人について、一般の寄附とは別に一定の算定後に別枠での損金として取り扱われます。

特定公益増進法人等に対する寄附については出資に関する業務に充てられるものは対象外とされたものでございます。

次に、第36条の3の2第4項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備でございませう。

次に、第36条の3の3第1項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、先ほどの第24条第2項と同様に非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う規定の整備でございませう。

次に、第36条の3の3第4項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備でございませう。

次に、第51条第1項、町民税の減免につきましては、地縁団体並びに特定非営利活動法人における非収益事業に係る町民税の減免に関する規定の整備でございませう。

法人町民税の均等割分については、法人税法上収益事業の有無にかかわらず、原則として課税されることとなっているため、NPO法（特定非営利活動促進法）の趣旨を踏まえ、非収益事業NPO法人に対して減免をするための規定の整備を行ったものでございませう。

次に、第53条の8第1項、特別徴収税額につきましては、退職所得申告書についての電子提出を可能とするための定義に係る規定の整備でございませう。

退職所得申告書についても電子提出を可能とするための整備でございませう。

次に、第53条の9、第3項、第4項、退職所得申告書につきましては、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の整備でございませう。

次に、第81条の4環境性能割の税率につきましては、読替規定を対象に追加したことに伴う規定の整備でございませう。

環境性能割についての臨時的軽減については、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向などを勘案し、税率の適用期間を令和3年12月31日まで9か月間延長を行ったものでございませう。

附則第5条第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきましては所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う規定の整備でございませう。

次に、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、セルフメディケーション税制延長に伴う規定の整備でございませう。

セルフメディケーションは、医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病予防の取組として一定の取組を行う個人が要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された、いわゆるスイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について控除を受けることができる制度でございます。

次に、附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）につきましては、法改正による規定の整備でございます。

本条につきましては、公共の危害防止のため設置された施設などについて当該固定資産に係る課税標準額について条例に定めた割合で賦課する固定資産税等の課税標準特例項目でございます。いわゆる、わがまち特例の条項ずれ及び創設、期間延長及び終了による整備を行ったものでございます。

特例期間の終了が2点、旧の第3項、旧の第24項でございます。

創設が1件、新の第24項でございます。

期間延長が1件、新の第26項でございます。

なお、附則第10条の2第24項及び附則第10条の2第26項については、現在、国会において法律成立後、未施行のものや審議中のもので当該法律施行後に特例期間が開始されます。

具体的には、附則第10条の2第24項については特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日、附則第10条の2第26項については産業競争力強化法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からの施行となります。

次に、附則第10条の4につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に係る規定の整備でございます。

平成30年7月豪雨により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、令和3年度又は令和4年度賦課期日において町長が認める場合には住宅用地として2か年分の課税標準を住宅特例とするものでございます。

続いて、附則第11条から附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条までの改正内容につきましては、土地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する法改正による規定の整備でございます。

令和3年度は3年に一度の固定資産に係る評価の見直し年度となっております。

土地に係る評価額については評価の前年、令和2年1月1日現在の土地公示価格の7割をめぐりに評価することとなっております。

固定資産税に係る評価に関する特例についての改正内容となっております。

まず、附則第11条は土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についての規定の整備でございます。

次に、附則第11条の2は、令和4年度、又は令和5年度における土地の価格の特例についての規定の整備でございます。

次に、附則第12条は、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例についての規定の整備でございます。

次に、附則第13条は農地に対して課す令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例についての規定の整備でございます。

次に、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例についての規定の整備でございます。

続いて、附則第15条の2から附則第15条の2の2、附則第16条、附則第16条の2第1項までの改正につきましては、軽自動車税に係る環境性能割及び種別割の賦課徴収に関する法改正による規定の整備でございます。

軽自動車税に係る環境性能割については、購入時に賦課徴収される税率の特例期間を延長するものでございます。

また、種別割につきましては、いわゆるグリーン化特例のうち50%、25%の軽減対象を営業用乗用車についても自家用乗用車に準じた上、期間の延長するものでございます。

まず、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、法改正による規定の整備でございます。

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間については、令和3年12月まで9か月間延長を行ったものでございます。

次に、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、法改正による規定の整備でございます。

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間の延長に伴う特例割合の規定の整備でございます。

次に、附則第16条、軽自動車税の種別割の特例につきましては法改正による規定の整備でございます。軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車についても自家用乗用車に準じた上で特例期間を2年間延長するための規定の整備でございます。

次に、附則第16条の2第1項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、法改正による規定の整備でございます。

附則第16条、種別割の税率の特例に係る延長期間等の規定の整備でございます。

続いて、附則第26条第2項、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては法改正による規定の整備でございます。

住宅借入金等特別税額控除について、対象控除期間10年から13年間とし、現行制度の適用期間を令和4年12月31日まで2年間延長するための規定の整備でございます。

続きまして、2改正条例、第2条についてご説明いたします。

令和2年岬町条例（岬町条例第12号）の施行日前の条項についての改正でございます。

当該税条例の一部を改正する条例第2条に係る施行日前の条項のうち、第48条第10項、第16項、第50条第4項、第52条第3項、附則第4条について法改正に伴う改正を行ったものでございます。

以上が、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号「専決処分承認について（岬町税条例等の一部改正）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

なお、この後、全員懇談会を10時40分から第2委員会室で開催します。
理事者については、西総務部長の出席をお願いします。よろしくお願いします。
暫時休憩いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○道工晴久副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議長の奥野 学君から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を行います。

お諮りします。議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1「議長辞職について」を日程に追加し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、奥野 学君が除席されております。事務局に辞職願を朗読させます。

鈴木議会事務局長、よろしくお願いします。

○鈴木議会事務局長

それでは、命によりまして辞職願を朗読させていただきます。

辞職願 今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

令和3年5月11日

岬町議会議長 奥野 学

岬町議会副議長様

以上でございます。

○道工晴久副議長 お諮りします。

奥野 学君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久副議長 異議なしと認めます。

よって、奥野 学君の議長の辞職を許可することに決定しました。

奥野 学君の入場を求めます。

(奥野 学議長 入場)

○道工晴久副議長 ただいま、奥野 学君の議長の辞職が許可されましたので報告します。

ただいま議長が欠員となりましたのでお諮りします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、選挙第2号「議長の選挙について」を日程に追加し選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

○道工晴久副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に、8番、小川日出夫君、9番、竹原伸晃君、10番、和田勝弘君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により当選者はくじで決めることとなりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 配付漏れがないものと認めます。

投票箱を点検します。

よろしいですか。

(「異常なし」の声あり)

○道工晴久副議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票をお願いします。1番からお願いします。

(投票)

○道工晴久副議長 投票漏れはございませんか。

全員していただきましたか。

(「はい」の声あり)

○道工晴久副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

小川日出夫君、竹原伸晃君、和田勝弘君、立会いをお願いします。

(開 票)

○道工晴久副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票。

有効投票のうち、道工晴久君、8票。坂原正勝君、3票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、私、道工晴久が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

(開 場)

○道工晴久議長 本来は挨拶をすべきところでございますが、申し合わせにより議会役員が全員決定した後ということでご了解をお願い申し上げます。

先ほどの選挙において、私が議長に当選しましたので、引き続き議事を進めさせていただきます。

ただいま、副議長が欠員となりましたのでお諮りします。

この際、副議長の選挙について日程を変更し、直ちに副議長の選挙に入りたいと思いますので、全員懇談会をしたいと思います。

引き続き、第2委員会室のほうにお入りいただきたいと思います。

○道工晴久議長 直ちに副議長の選挙をしたいと思います。

その後の議事日程については繰り上げて取り扱うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、選挙第3号「副議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。先ほどご相談させていただきました、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私、議長から指名することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名させていただきます。

副議長に、竹原伸晃君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました竹原伸晃君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました竹原伸晃君は副議長に当選しました。本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

本来なら、副議長に当選されました竹原伸晃君の承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところですが、申し合わせにより議会役員が全て決定した後でということでご了承をお願い申し上げます。

お諮りします。暫時休憩したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午前11時17分 休憩)

(午後 0時12分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

この際、議事日程を追加したいと思います。

追加議事日程についてはお手元に配付しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程表のとおり議事を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程表のとおり、議事を追加することに決定しました。

○道工晴久議長 追加日程第4、選任第1号「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第5、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」、追加日程第6、選任第3号「特別委員会委員の選任について」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が決定させていただきますので、そのとおりさせていただきます。

本来ここで暫時休憩を取らないといけないんですけども、委員会構成も出来上がっておりますので、暫時休憩したということで進めたいと思います。

(休憩・着席のまま)

○道工晴久議長 引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○道工晴久議長 追加日程第7、選挙第4号「泉州南消防組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選をすることに決定しました。

指名について、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員長の小川日出夫君、議長の私、道工晴久を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました小川日出夫君と道工晴久を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小川日出夫君と道工晴久が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

私のほか、小川日出夫君、よろしく願います。

○道工晴久議長 追加日程第8、議案第39号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、出口 実君の退場を求めます。

(出口 実議員 退場)

○道工晴久議長 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第8、議案第39号、監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

監査委員として、議会議員出口 実氏の選任について同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございません。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより議案第39号「監査委員の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第39号はこれに同意することに決定しました。

出口 実君の入場を求めます。

(出口 実議員 入場)

○道工晴久議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○道工晴久議長 お諮りします。追加日程第11「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から、追加日程第13「特別委員会の閉会中の所管事務調査について」までの5件について一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第11から追加日程第13までの5件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長から会議則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申出があります。

お諮りします。3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長からの申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、僭越ではございますが、新役員を代表して、私からご挨拶申し上げたいと思いますので降壇をお許しいただきます。

副議長、監査委員、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長さんは演壇の前に整列方お願いいたします。

(新役員 演壇前に整列)

○道工晴久議長 本日受けております各所属する長として選任していただきましてありがとうございます。皆それぞれ精いっぱい頑張って岬町議会を意義あるものに、また、今までの方から出ておりますように議会の改革、しっかりと残された間で頑張りたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、選任のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(拍手・各議席にもどる)

○道工晴久議長 前役員の皆さん、1年間本当にご苦労さまでございました。

前役員を代表しまして、奥野前議長からご挨拶があるようです。

前にどうぞ、演壇に来てください。

同じように、三役及び常任委員長、特別委員会委員長は自席で一つ起立をお願いします。

○奥野 学議員 お昼回っておりますけど、すみません。令和元年と2年の7役の皆さん方本当にご苦労さまでございました。私もいろいろ経験させていただいて、勉強させていただいたと思っております。皆さん方のご協力で2年間お世話になりました。ありがとうございました。

この後、道工議長の下で新たな議会改革を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 前議長、本当にありがとうございました。お世話になりました。

お諮りします。以上をもって、本臨時会の会議に付された件は全て議了いたしました。

よって、会規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これをもって、令和3年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

なお、引き続き全員協議会を開催しますので、第2委員会室にご参集方お願いいたします。

(午後 0時24分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年5月11日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

前 議 長 奥 野 学

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 正 純